

住居番号の設定について

住居番号は、建物毎に設定する必要があるため、住居表示実施区域において新築又は建替え等を行った場合は、住居番号設定等申請が必要です。

● 住居表示実施区域は

裏面の那覇市住居表示実施区域図にてご確認ください。

● 申請をする窓口は

那覇市役所 本庁舎8階 技術総務課（地籍調査・住居表示グループ）へ直接お越しください。

※郵送による届出はできません。

● 受付時間は

平日の午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分まで

※休日…土曜日、日曜日、祝日、慰霊の日（6月23日）、
年末年始（12月29日～1月3日）

● 申請を行う人は

建築主（世帯主）または、当該建物の関係人（建築業者、水道業者等）であれば代理で申請することができます。

● 申請に必要な書類は

以下の書類のコピーを申請用紙に添付して提出してください。

①建築確認済証

②案内図（建物の場所がわかるもの）

③建物配置図（方位、敷地及び建物配置、道路、隣地からの離れ）

④建物平面図（各階、玄関位置、敷地範囲がわかるもの）

※添付図面は、建築確認済の押印がされているものとなります。

● 申請時期は

建物の出入口を確認する必要があるため、養生シート、足場、仮囲い等が外される頃。

● 申請にかかる期間

申請のあった日の翌日から起算して、那覇市の休日を定める条例による休日を除く、概ね10日

● 住居番号の決定は

申請を受理した後、図面や現地を確認して住居番号を決定します。

● 申請にかかる費用は

無料です。

● ご注意ください

住居番号を定める必要があるのは、住宅、店舗、事務所、工場、倉庫など、郵便物が届く必要のある建物です。したがって、駐車場等の空地に住居番号を定めることはできません。

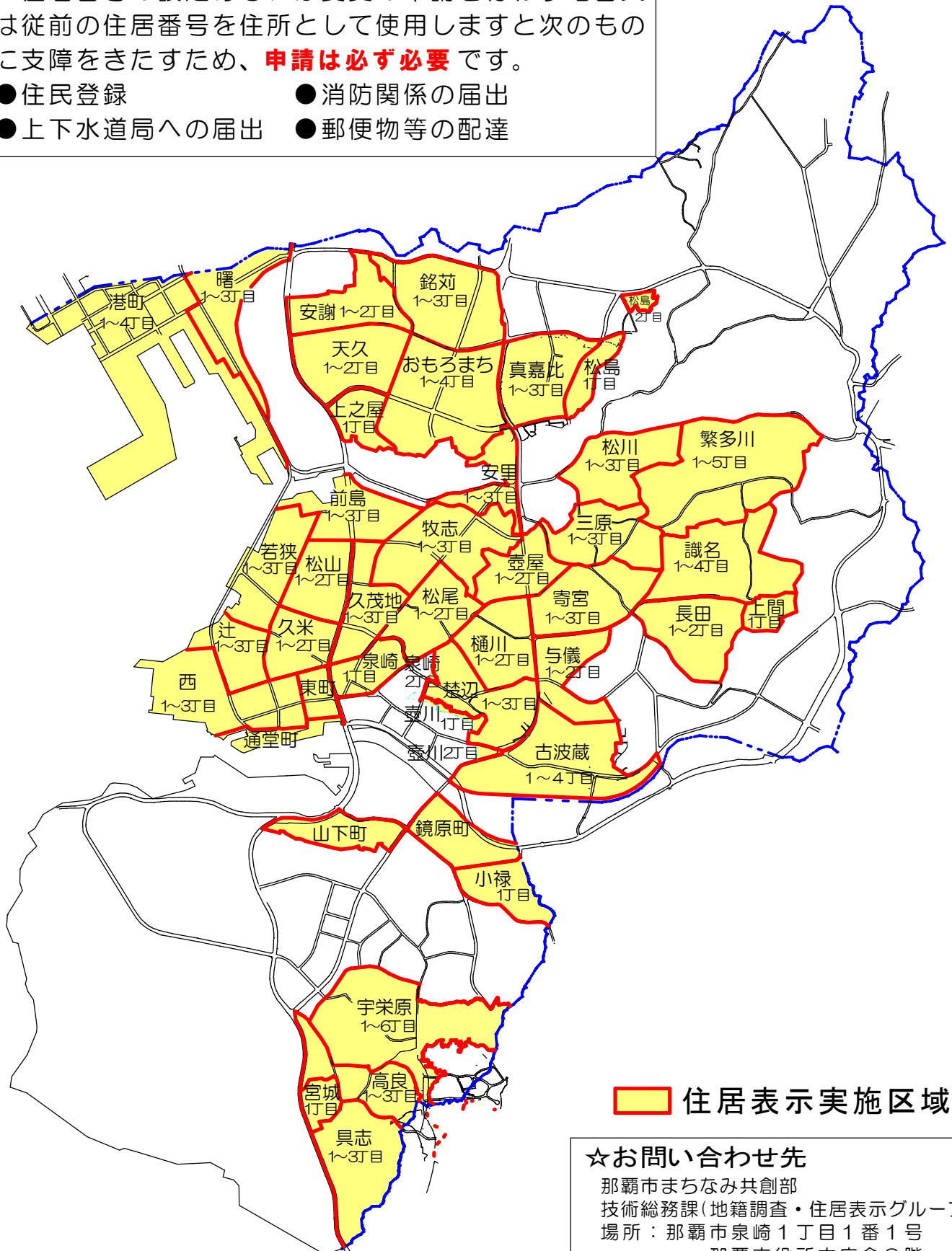
● お渡しするものは

住居番号を決定すると、建物等の所在地番と住居表示の関係を示す「街区符号（住居番号）設定等通知書」と「住居番号プレート（アルミ製 紺色）」を交付します。表示板は、建物等の出入口など外から見やすいところに取り付けてください。

住居表示実施区域内で、建築、増改築をされる方へ！

住居番号の設定あるいは変更の申請を行わず地番又は従前の住居番号を住所として使用しますと次のものに支障をきたすため、**申請は必ず必要**です。

- 住民登録 ●消防関係の届出
●上下水道局への届出 ●郵便物等の配達



☆お問い合わせ先

那覇市まちなみ共創部
技術総務課(地籍調査・住居表示グループ)
場所：那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市役所本庁舎8階
電 話：098-943-0779
FAX：098-917-1382